

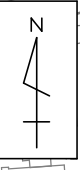
12. 木田新田地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

| | | | |
|-------------------------|------------|---|---|
| 名 称 | | 木田新田地区 地区計画 | |
| 位 置 | | 上越市木田新田 1 丁目、木田新田 2 丁目 | |
| 面 積 | | 約 4.8 ha | |
| 区域の整備、 開発及び保全の 方針 | 地区計画の目標 | <p>本地区は、市の高田及び直江津地区の中間に位置し、地区の北側には市役所等の行政施設が集中する春日地区がある。また、地区の東側に隣接して高志小学校があり、今後急速な宅地化が見込まれる地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な誘導を積極的に推進することにより、秩序あるまちづくりを目標とする。</p> | |
| | 土地利用の方針 | 調和のとれた良好な市街地形成を目指し、魅力ある生活空間の創設と環境維持及び保全に努め、健全な土地利用を図る。 | |
| | 建築物等の整備の方針 | 建築物の敷地の最低限度、高さの限度及び壁面の位置等の適正な制限を設けることにより、ゆとりと秩序ある空間を確保するとともに冬期克雪を目的とする。 | |
| 地区整備計画 | 面 積 | 約 4.8 ha（第一種中高層住居専用地域） | |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>建築物（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。）の敷地面積の最低限度は、265 m²以上とする。ただし、230 m²以上の土地で次に掲げるものは、この限りでない。</p> <p>(1)地区計画に関する都市計画が決定された際、同一人が使用又は収益することができる権利を有している連続した土地を 265 m²以上ごと分割して生じた残りの土地</p> <p>(2)土地区画整理事業の換地処分により生じた一筆の土地</p> |
| | | 建築物の高さの最高限度 | <p>建築物の高さの最高限度は、前面道路の路肩又は歩道面から 12mとする。</p> <p>敷地の盛土（築山等は除く。）高は、前面道路の路肩又は歩道面から 30 cm以下とする。</p> |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から北側敷地境界線までの距離は 2m 以上、その他にあつては 1.5m 以上とする。ただし、独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが 3m 以下のものにあつては 60 cm 以上とする。 |
| | | 建築物の意匠の制限 | 建築物の色は、原色の多用を避け使用色を少なくする。 |
| | | 屋外広告物の制限 | 建築物の屋上に広告物を設置してはならない。 |
| | | 垣又は柵の構造の制限 | 道路に面して設ける垣又は柵（道路の路肩又は歩道面からの高さが 1.2m 以下のものは除く。）は、生垣とする。 |

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

木田新田地区 地区計画図



| 凡 例 | |
|----------------------|--|
| 地区計画区域及び 地区整備計画区域 | |

